

都市計画区域内の建築物等に関する制限規則をここに公布する。

○高知県都市計画区域内の建築物等に関する制限規則

全部改正〔平成24年規則31号〕

(昭和44年8月22日規則第38号)

改正	昭和53年8月29日規則第44号	平成6年4月1日規則第36号
	平成12年4月1日規則第111号	平成13年3月27日規則第36号
	平成15年1月21日規則第3号	平成15年4月1日規則第43号
	平成16年3月23日規則第29号	平成24年3月30日規則第31号

都市計画区域内の建築物等に関する制限規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)及び都市再開発法(昭和44年法律第38号)の規定に基づき、建築物等の許可申請の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年規則111号・24年31号〕

(許可申請の手続)

第2条 都市計画法第53条第1項若しくは第65条第1項、土地区画整理法第76条第1項又は都市再開発法第66条第1項の規定により建築行為等について知事の許可を受けようとする者は、別記第1号様式から別記第4号様式までによる許可申請書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成24年規則31号〕

2 前項の許可申請書には、次に掲げるところにより、図書を添付しなければならない。

(1) 都市計画法第53条第1項の規定に基づく許可申請書

建築物の新築、改築、増築又は移転の場合

(ア) 位置図(縮尺3,000分の1以上のもの)

(イ) 配置図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と既設の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

(ウ) 2面以上の建築物の断面図(縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

(2) 都市計画法第65条第1項の規定に基づく許可申請書

ア 建築物の新築、改築、増築若しくは移転又は工作物の建設の場合 前号に掲げる図書に準ずる図面

一部改正〔平成24年規則31号〕

イ 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積の場合

(ア) 位置図(縮尺3,000分の1以上のもの)

(イ) 平面図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

(ウ) 断面図(縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

一部改正〔平成24年規則31号〕

(3) 土地区画整理法第76条第1項の規定に基づく許可申請書

ア 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合

- (ア) 位置図(縮尺3,000分の1以上のもの)
- (イ) 配置図(方位、敷地の境界線、敷地内における建築物その他の工作物の位置、申請に係る建築物その他の工作物と既設の建築物その他の工作物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

- (ウ) 2面以上の建築物その他の工作物の断面図(縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

- (エ) 仮換地指定通知書の写し(図面を添付すること。)

一部改正〔平成24年規則31号〕

一部改正〔平成24年規則31号〕

イ 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積の場合

- (ア) 位置図(縮尺3,000分の1以上のもの)

- (イ) 平面図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

- (ウ) 断面図(縮尺200分の1以上のもの)

- (エ) 仮換地指定通知書の写し(図面を添付すること。)

一部改正〔平成24年規則31号〕

一部改正〔平成24年規則31号〕

- ウ 申請地が申請者の所有でない場合は、配置図又は平面図に当該土地所有者(仮換地指定済の場合は、その所有権者)の承諾を得ていることを証する書類を添付しなければならない。ただし、土地所有者の承諾を得られないときは、その理由書を添付することをもってこれに代えることができる。

一部改正〔平成24年規則31号〕

一部改正〔平成24年規則31号〕

(4) 都市再開発法第66条第1項の規定に基づく許可申請書

ア 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の場合

- (ア) 位置図(縮尺3,000分の1以上のもの)

- (イ) 配置図(方位、敷地の境界線、敷地内における建築物その他の工作物の位置、申請に係る建築物その他の工作物と既設の建築物その他の工作物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

- (ウ) 2面以上の建築物その他の工作物の断面図(縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

一部改正〔平成24年規則31号〕

イ 土地の形質の変更又は物件の設置若しくは堆積の場合

- (ア) 位置図(縮尺3,000分の1以上のもの)

- (イ) 平面図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における土地の形質を変更し、又は物件を設置し、若しくは堆積する部分並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記した縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

- (ウ) 断面図(縮尺200分の1以上のもの)

一部改正〔平成24年規則31号〕

一部改正〔平成24年規則31号〕

一部改正〔平成24年規則31号〕

- 3 知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な図書を添付させることができる。

一部改正〔平成24年規則31号〕

一部改正〔昭和53年規則44号・12年111号・24年31号〕

(不許可の通知)

- 第3条 知事は、前条の規定による許可申請の内容が都市計画法第54条に規定する許可基準に適合せず、又は都市計画事業、土地区画整理事業若しくは市街地再開発事業の施行に支障があると認めるときは、その理由を付して許可しない旨を第5条に規定する経由者を経由して当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔昭和53年規則44号・12年111号・24年31号〕

(許可書の交付)

- 第4条 知事は、第2条の規定による許可申請に対する許可をしようとするときは、別記第5号様式から別記第8号様式までによる許可書を次条に規定する経由者を経由して当該申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成12年規則111号・24年31号〕

(書類の経由)

- 第5条 第2条第1項の許可申請書は、都市計画法第53条第1項の規定に基づくものにあつては高知県都市計画法施行条例(平成12年高知県条例第27号)第26条第1号の規定により町村を、同法第65条第1項、土地区画整理法第76条第1項又は都市再開発法第66条第1項の規定に基づくものにあつては事業施行者を経由し、その意見を付して、これを知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成24年規則31号〕

- 2 前項の場合において、都市計画事業施行者、土地区画整理事業施行者又は市街地再開発事業施行者が県である場合は、当該事業地を所管する土木事務所を経由しなければならない。

一部改正〔昭和53年規則44号・平成12年111号・13年36号・15年3号・16年29号・24年31号〕

- 第6条 第3条の規定による不許可の通知(都市計画法第53条第1項の規定に基づく申請に係るものを除く。)は、前条に規定する事業施行者又は土木事務所を経由して行うものとする。

- 2 第4条の規定による許可書の交付(都市計画法第53条第1項の規定に基づく申請に係るものを除く。)は、前条に規定する事業施行者又は土木事務所を経由して行うものとする。

追加〔平成12年規則111号〕

(事務処理の特例)

- 第7条 高知県都市計画法施行条例第26条第3号の規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 第3条の規定により知事が通知すべき不許可の通知(都市計画法第53条第1項の規定に基づく申請に係るものに限る。)

(2) 第4条の規定により知事が交付すべき許可書の交付(都市計画法第53条第1項の規定に基づく申請に係るものに限る。)

追加〔平成12年規則111号〕、一部改正〔平成13年規則36号・15年3号・16年29号〕

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(他の規則の廃止)

- 2 都市計画区域内の建築物等に関する制限規則(昭和28年高知県規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和53年8月29日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式は、この規則の施行にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成6年4月1日規則第36号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成12年4月1日規則第111号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の都市計画区域内の建築物等に関する制限規則別記様式は、この規則による改正後の都市計画区域内の建築物等に関する制限規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成13年3月27日規則第36号)

この規則は、高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例(平成13年高知県条例第24号)の施行の日から施行する。

附 則(平成15年1月21日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第43号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月23日規則第29号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第31号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

全部改正〔平成24年規則31号〕、一部改正〔昭和53年規則44号・平成6年36号・12年111号〕

第2号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

全部改正〔平成24年規則31号〕、一部改正〔昭和53年規則44号・平成6年36号・12年111号・15年43号〕

第3号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

全部改正〔平成24年規則31号〕、一部改正〔昭和53年規則44号・平成6年36号・12年111号・15年43号〕

第4号様式(第2条関係)

許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成12年規則111号〕、全部改正〔平成24年規則31号〕、一部改正〔平成15年規則43号〕

第5号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

全部改正〔昭和53年規則44号・平成24年31号〕、一部改正〔平成12年規則111号〕

第6号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

全部改正〔昭和53年規則44号・平成24年31号〕、一部改正〔平成12年規則111号〕

第7号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

全部改正〔平成24年規則31号〕、一部改正〔昭和53年規則44号・12年111号〕

第8号様式(第4条関係)

許可書

[別紙参照]

追加〔平成12年規則111号〕、全部改正〔平成24年規則31号〕